

ギャンブル等依存症部会における検討の進め方について

1. 計画改定の基本的な考え方

国のギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本としながら、京都府における現状や課題、これまでの取組状況を踏まえ、府の実情に応じた計画となるよう見直しを行う。

2. 見直しの視点

- ①国の基本計画改定内容との整合性を確保すること
- ②京都府におけるギャンブル等依存症の実情や相談・支援ニーズの把握
- ③現行計画に基づく取組の実施状況及び成果・課題の検証を踏まえたものであること
- ④関係機関・団体との連携強化を推進すること

3. 計画期間

令和9年度から令和14年度までの6年間（令和12年3月見直し）

4. 今後のスケジュール

- ・第1回（本日） 現行計画における重点課題や新たな課題に係る方策検討
- ・第2回 その他の課題に係る検討と改定案たたき台のとりまとめ

京都府依存症等対策推進計画（ギャンブル等依存症対策）

重点課題

施策項目

主な取組

発生予防	のめり込みによるリスクに関する知識の普及、将来にわたる発生予防	教育の振興等	児童、生徒、教職員に対する理解促進、普及啓発	若い世代に対する啓発フォーラムを開催	
		依存症の正しい知識の普及	関係機関の広報誌、SNS等による啓発	若い世代に対する啓発を関係団体と連携して開催	
		様々な機関が連携した相談体制構築	関係機関・団体が連携した地域の相談体制の構築	多重債務の相談対応ができるよう連携	障害福祉の現場レベルでの周知
		関係事業者等の取組	事業者と連携し、当事者や家族の相談を支援につなげる	法定年齢未満の者の利用禁止、従業員研修、広報啓発	
進行予防	予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備	人材養成	医療従事者の国研修の参加を促す	看護・医療・福祉系大学のセミナーを周知	民間団体に研修参加を呼びかけ
		相談窓口の連携体制	各種相談機関や事業者との情報共有	関係機関が集まる連携会議に自助グループの出席を呼びかけ	「相談機関マップ」の作成
		調査研究の活用	国の調査研究を関係機関で共有・活用		
		専門医療機関の充実・確保	医療機関の関係者に対する研修会の実施	専門医療機関及び治療拠点機関の選定	
再発予防		地域の相談機関の明確化・周知	府、関係機関のホームページ等で周知	「相談機関マップ」を配布して周知	
		家族支援体制の整備	家族の学習会、意見交換会の実施		
		社会復帰支援	企業・職場の理解を促進し就労・復職支援	「こころの健康セミナー」の開催	複数の依存症を抱える方の社会復帰を支える活動を支援
		民間団体の活動支援	自助グループ、支援施設の活動を支援	新たな自助グループの立上げ等を支援	
		多重債務問題等への取組	司法関係者と相談・医療機関との連携	多重債務相談から、治療・支援につなげる	

国計画

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（R7年3月変更点）

公営競技のオンライン化への対応	①アクセス制限制度等の利便性向上及び効果的な周知 ②インターネット投票データ等を分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる ③クレジットカード等後払い決済の見直しの検討
若年者対策の強化	①動画等を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年数へ向けた普及啓発を強化 ②若年層への普及啓発の観点から、地域において教育委員会等との連携を強化 ③各相談窓口において、電話に加え多様な相談手段を検討
依存症対策の基盤整備等	①地域における専門医療機関等の整備の推進 ②多重債務問題等の観点から、地域の相談拠点と司法書士等の連携を強化 ③宝くじについて、ウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、自主的な取組を推進
オンラインカジノ対策	①取締りの強化 ②オンラインカジノの違法性等の周知 ③オンラインカジノサイトへのアクセス対策 ④オンラインカジノの決済手段対策

見直しの論点について

(1) 現行の京都府依存症等対策推進計画においては、ギャンブル等依存症対策として、ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の啓発（特にギャンブル等を始め出す若い世代に対する教育・啓発）を重点課題として掲げ、「大学生など若い世代に対する啓発を関係機関と連携して実施」に取り組んできたところであるが、さらなる取組として高校等における予防啓発授業等の実施などが考えられるが、どのような対策が有効か。

（京都府における取組）

- 教職員に対する依存症に関する研修
 - ・ 学校保健分野での研修（R7：南部・北部で各1回、計218名参加）
 - ・ 養護教諭への研修（R7：1回、約100名参加）
- 京都府こころの健康セミナーでの特別講義
 - ・ 体験者による講演・発表（R7：2回、43名参加）
- ギャンブル依存症啓発週間におけるポスター掲示（R8：府内129箇所）

(2) ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備として、①ギャンブル等依存症の当事者と家族を相談、治療、回復支援につなげていくための連携体制の構築、②ギャンブル等依存症対策の地域における人材育成や専門医療機関等の連携拠点となる医療機関の整備を重点課題として掲げ、多重債務問題等の対応とギャンブル等依存症治療を同時に進めていける連携体制の構築、「ギャンブル等依存症～相談機関マップ～」の作成と活用方法の周知、司法関係者と医療関係者等のセミナーの開催等による連携の促進等に取り組んできたところであるが、今後の充実・強化としてどのような対策が考えられるか。

(京都府における取組)

- ギャンブル等依存症の当事者と家族を相談、治療、回復支援につなげていくための連携体制の構築（依存症等対策連携会議（ギャンブル関連）、R6：1回、13名参加）
- 「ギャンブル等依存症～相談機関マップ～」の作成と活用方法の周知（R8作成、京都府ホームページで公開）
- 司法関係者と医療関係者等の連携の促進（セミナーの開催、R6：1回、9名参加）
- 依存症治療拠点機関の選定（未了）

(3) 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターの調査では、公営競技などでは、全体としてインターネットを使用している割合が高いことが窺える※中で、オンライン・ギャンブル対策として、どのような対策が考えられるか。

※ インターネットを使ったギャンブルの購入方法については、すべての公営競技などにおいて、「主にオンライン」または「両方」で行うと回答した者の割合が過半数を占めた。

出展) 松下幸生, 古賀佳樹, 新田千枝, 浦山悠子, 柴山笑凜, 遠山朋海, 伊東寛哲, 木村充; 令和5年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2024年

(4) 改正ギャンブル等依存症対策基本法では、家庭・学校・職場・地域などでの教育や広報活動などを通じて、オンラインカジノが禁止されていることの周知徹底を図るための措置を講ずることが、国や地方公共団体の義務として明記されたところであるが、今後、どのような取組を行うべきか。

(5) ゲームの過度な利用や、課金を伴うオンラインゲームの利用による日常生活への影響が懸念される中で、ゲーム障害対策として、今後、どのような取組を行うべきか。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について①

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

現状

- ・コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行（売上げの8～9割がインターネット投票）
- ・地域における関係機関間の更なる連携強化が必要

今後の取組

1. 公営競技のオンライン化への対応

オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘がある。

- (例) ・時間や場所を選ばずにアクセスができる。
・実際に金銭を賭けている感覚が乏しくなる。
・より短期間により多額の借金を抱える傾向がある。



① アクセス制限制度等の利便性向上及び効果的な周知

- (例) ・申請のオンライン化等利便性の向上を検討
・医療・相談の現場と連携し、当該制度を積極的に紹介し、活用を促進

② インターネット投票データ等を分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる。

③ クレジットカード等後払い決済の見直しの検討

2. 若年者対策の強化

医療・相談現場において、若年者からの相談が増加しているとの指摘がある。



① 動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化

② 若年者への普及啓発の観点から、地域において教育委員会等との連携を強化

③ 各相談窓口において、電話に加え多様な相談手段を検討

3. 依存症対策の基盤整備等

① 地域における専門医療機関等の整備の推進

② 多重債務問題等の観点から、地域の相談拠点と司法書士等の連携を強化

③ 宝くじについて、ウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、自主的な取組を推進

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について②

現状

- 近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されており、取締りに加え、関係省庁が連携し、
 - 1 オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
 - 2 オンラインカジノサイトやインターネット上における広告・紹介サイトへのアクセスの抑止
 - 3 オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止
 等の対策を推進する必要

今後の取組

1. 取締りの強化

- オンラインカジノを含めたオンライン上で行われる賭博事犯に対しては、賭客のみならず収納代行業者やアフィリエイト等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化

2. オンラインカジノの違法性等の周知

- ポスターやSNS等を活用し、広く違法性の周知等を推進するとともに、青少年向けのリーフレットや「インターネットトラブル事例集」等の資料や非行防止教室等の機会を活用するなどして、青少年への教育・啓発を実施

3. オンラインカジノサイトへのアクセス対策

- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」やその解説に準じて、オンラインカジノの広告表示や紹介サイトの開設の禁止等適切な対応をとるよう、事業者に普及啓発を実施。また、情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けて準備を進めるとともに、施行後には大規模プラットフォーム事業者による違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化が図られるよう、適切な運用を推進

- 広くフィルタリングの普及啓発を実施するとともに、事業者に働き掛け、フィルタリングの導入を推進。また、依存症患者への治療の現場においてフィルタリングの活用についても検討されるよう、医療従事者への周知を実施

4. オンラインカジノの決済手段対策

- オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止のため、事業者等に対する注意喚起、要請等を実施

※ 上記の取組は、違法オンラインカジノ対策に関する関係省庁連絡会議の関係省庁において政府横断的に実施

第一章

基本的考え方等

I ギャンブル等依存症対策の現状

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

第二章

取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組

I-1～3 公営競技における取組

- ・指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等
- ・相談体制の強化

※ 公営競技：競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走

I-4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援

II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の実施
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等に対する普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進
- ・相談拠点等における相談等の支援
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループを始めとする民間団体等に対する支援
- ・医師の養成を始めとする人材の確保

IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握

V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用の確保及び制度の周知
- ・宝くじにおける取組の推進

VI オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

- ・オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化
- ・オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
- ・オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の推進

京都府依存症等対策推進計画に係る施策の実施状況等(ギャンブル依存症)

1 発生予防

【評価】◎:十分に実施できた、○:不十分であるが、できた、△:実施予定、×:未実施

計画	評価	実施状況
ア 教育の振興等		
小学校から大学等の児童、生徒等及び教職員に対する理解促進、普及啓発を市町村、教育機関と連携して行います。特に、令和4年度以降の高等学校の新学習指導要領で精神疾患の指導内容に依存症が含まれたことを踏まえ、高校での授業、教職員への研修等に、依存症相談機関、自助グループ・回復支援施設等の民間団体が協力・支援をします。	○	学校では、児童生徒に対して、新学習指導要領に則った授業を実施。教職員に対しては、学校保健分野や養護教諭研修等で依存症を取り扱っている。
ギャンブル等を始め出す若い世代に対する啓発として、学生など若い世代を対象としたギャンブル等依存症啓発フォーラムを自助グループ・回復支援施設等の民間団体・学生団体等との連携により開催します。	△	啓発のためのフォーラムは開催できておりませんが、若者目線で依存症を普及する学生啓発リーダーの養成を行っており、その成果報告会を毎年、開催しておりますので、こうした場を活用してギャンブル等依存症についても若年者への啓発を進めていく。
「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)による成育過程における心身の健康の保持及び増進等の取組として依存症の啓発を教育機関、市町村母子保健事業等と連携して行います。	△	現時点では依存症の啓発を行っておりませんが、支援が必要なケースを把握した場合には、市町村の母子保健事業と連携した施策を検討します。
令和4年4月1日から民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられますが、公営競技の制限年齢は依存症の懸念などから20歳のまま維持されることを関係機関と連携し周知を図ります。	○	「20歳未満の者は車券を購入し、又は譲り受けてはならない」旨のちらしを競輪場内に掲示するとともに、20歳未満と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、車券の購入を防止している。 また、売上が増加しているインターネットでの車券発売において、会員登録の際に、年齢確認を含めた20歳未満の者の車券購入制限等の措置を講じている。 本府からのちらし等の掲示及び配架については、連携して行うことにしている。
イ 依存症の正しい知識の普及		
京都府をはじめとする関係機関の広報誌、ホームページ、SNS等の媒体や啓発資材により、子どもから高齢者まで、各世代に応じた依存症に関する啓発を行います。	○	ギャンブル等依存症啓発週間に啓発ポスターを各市町村、関係機関に掲示
「依存症は病気です」「適切な治療や支援により回復します」という認識を深め、正しい知識の普及を図るとともに、各種予防対策を効果的に推進するため、依存症セミナーを関係団体と連携し開催します。	◎	「依存症は回復する病気です」と表示した啓発資材を製作し、これを府民が参加するイベント等で配布することで正しい知識の普及啓発を図った。併せて、京都府こころの健康セミナーにおいて回復者が運営する施設の職員が体験を発表する機会を設けた。久里浜医療センター監修のギャンブル依存症予防啓発冊子を保健所へ配布した。 京都府こころの健康セミナー ギャンブル等依存症関連セミナー参加者 R5.第1回30名、第2回16名 R6.第1回25名、第2回21名 R7.第1回31名、第2回12名
「京都府こころの健康推進員養成講座」において、推進員に対して依存症の正しい知識の普及を図ります。	◎	こころの健康推進員養成講座において、依存症に関する正しい知識を啓発し、地域における普及を図ることが出来た。 こころの健康推進員養成講座参加者 R5.延べ30名 R6.延べ69名 R7.延べ69名
ギャンブル等依存症対策基本法において定められている、ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日から同月20日まで)を中心に、府民にギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深められるよう、啓発資材の配布等による普及啓発の取組を実施します。	○	ギャンブル等依存症啓発週間についてはポスターを各市町村、関係機関に送付し、掲示している。

ウ 様々な機関が連携した相談体制構築		
依存症の背景には、暴力、虐待、生活困窮、自殺、高齢者の一人暮らしなどの問題が複合的であることが多いため、依存症相談機関と家庭支援総合センター、児童相談所、自殺ストップセンターなどの関係機関や民生児童委員、社会福祉協議会、SKYセンター、地域包括支援センター等における取組とも連携した市町村における相談体制の構築とともに、地域における見守り活動を推進します。	○	関係機関や自助グループ、家族会、市町村等行政機関における取組と適宜連携している。
市町村や上記の関係機関等の相談業務に関わる職員、委員等に対して、依存症に関する知識や情報を提供し、適切な支援につなげます。	◎	こころの健康セミナー(ギャンブル等依存症について計2回)の開催や関係機関との連絡調整を行い、各機関で適切な支援が行われることを推進した。 京都府こころの健康セミナー ギャンブル等依存症関連セミナー参加者 R5.第1回30名、第2回16名 R6.第1回25名、第2回21名 R7.第1回31名、第2回12名
大切な人との死別や退職など、大きな環境の変化を契機として依存症になる事例も見受けられるため、上記の各種関係機関との連携において、予防も含めた相談を実施します。	◎	関係機関からの紹介があった事例については、精神保健福祉総合センターで相談支援を実施した。 R5.電話相談延べ34件、面接相談延べ17件 R6.電話相談延べ38件、面接相談延べ26件 R7.電話相談延べ37件、面接相談延べ38件
とりわけギャンブル等依存症においては、多重債務などの金銭問題なども大きいことから、京都府消費生活安全センターなど幅広く関係機関と連携した相談対応等が行えるよう包括的な連携協力体制を構築します。	◎	京都府消費生活安全センター等の相談機関に呼びかけ、令和5年3月20日に「依存症等対策相談機関連携会議」を実施し、機関同士の連携体制の強化を図った。 依存症等対策相談機関連携会議参加者 R5.12名 R6.13名 R7.13名
障害福祉サービス事業者、発達障害者圏域支援センター等の会議・研修において、依存症の正しい知識の普及を図り、依存症が疑われる利用者がいる場合は相談機関等へつなげていけるよう障害福祉の現場レベルでの周知を図ります。	○	府内の全ての障害福祉サービス事業者が参集する会議で、依存症に関する正しい知識の普及を図っており、現場レベルでの周知に繋げている。
エ 関係事業者等の取組		
事業者等への当事者や家族からの相談を医療機関、相談機関、自助グループ・回復支援施設等の民間団体の支援につなげていけるよう事業者等との連携を図るとともに、依存症の啓発等を協力して進めていきます。	○	事業者等との連携を進め、依存症の啓発についても協力して行っています。
関係事業者等(京都競馬場・ウインズ京都(日本中央競馬会(JRA))、京都向日町競輪場(京都府)、ポートピア京都やわた、ポートレースチケットショップ京丹後、京都府遊技業共同組合)による取組について	○	計画に記載のとおり取組が行われている。

2 進行予防

計画	評価	実施状況
ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保		
依存症が疑われる方を専門的かつ適切な治療に結びつけるため、医療機関の連携促進を図るとともに、関係者に対する研修会等を実施します。特に、ギャンブル等依存症に対する医療関係者への研修を進めます。	◎	久里浜医療センター開催の「ギャンブル依存症治療指導者・相談対応指導者養成研修」に府内従事者を派遣 R5.洛南病院Dr.4名、Ns.2名 R6.洛南病院Ns.1名、Ns.2名・その他1名 R7.洛南病院Ns.1名
より身近な地域で専門的な依存症治療が提供することができるよう専門医療機関の選定を引き続き進めます。	◎	依存症専門医療機関(アルコール健康障害)として、医療法人稲門会いわくら病院、京都府立洛南病院、安東医院を選定。令和4年8月24日には、ひろこ心の診療所を追加で選定
依存症に関する医療研究、治療、人材養成等の更なる推進を図るため、京都府域の中心的な役割を担う依存症治療拠点機関を定めます。	△	計画期間内に選定できるよう、各専門医療機関や京都市などと具体的な協議を進めており、できる限り早期の指定を目指して調整中

依存症治療拠点機関においては、相談拠点等との連携を図るとともに、府域の依存症対策の情報発信を行うポータルサイトを運営します。	○	ポータルサイトの運営を開始しており、今後、さらに充実したものとなるよう改善していく。
イ 人材養成		
医療従事者等の人材養成にあたり、国(久里浜医療センター等)において実施される依存症に関する研修への参加を促し、人材を養成します。また、人材養成を通じて専門医療機関の質的・量的な拡充につなげます。	◎	久里浜医療センター開催の「ギャンブル依存症治療指導者・相談対応指導者養成研修」に府内従事者派遣 R5.洛南病院Dr.4名、Ns.2名 R6.洛南病院Ns.1名、Ns.2名・その他1名 R7.洛南病院Ns.1名
看護・医療・福祉系大学等に府内で開催される依存症に関するセミナー等の開催を周知し参加を呼びかけます。	◎	京都府こころの健康セミナーを実施する際、府内に立地する大学等に対して当該セミナーを周知し、参加を呼びかけた。 京都府こころの健康セミナー ギャンブル等依存症関連セミナー参加者 R5.第1回30名、第2回16名 R6.第1回25名、第2回21名 R7.第1回31名、第2回12名
依存症の研修の機会として、「京都府こころの健康セミナー」や自殺対策に係る「ゲートキーパー研修」などへの参加を府内自治体の保健師、地域生活支援センター等の専門職員に促し、地域において依存症が疑われる方を早期に相談機関につなげられる人材を養成します。	◎	京都府こころの健康セミナーなど依存症関連事業を実施する際には府内市町村に周知し、積極的な参加を促すなどして、地域における依存症者が早期に相談機関に繋がるよう人材養成を行った。 京都府こころの健康セミナー ギャンブル等依存症関連セミナー参加者 R5.第1回30名、第2回16名 R6.第1回25名、第2回21名 R7.第1回31名、第2回12名
自助グループ・回復支援施設等の民間団体に対して、「京都府こころの健康セミナー」などの研修参加を呼びかけ、人材養成を支援します。	◎	京都府こころの健康セミナーなど依存症関連事業を実施する際には自助グループや回復支援施設の職員を講師として招聘し、当該事業への参加を求めるとともに、関係機関等に幅広く実施を周知し、関係機関の職員に対する人材養成の支援に努めた。 京都府こころの健康セミナー ギャンブル等依存症関連セミナー参加者 R5.第1回30名、第2回16名 R6.第1回25名、第2回21名 R7.第1回31名、第2回12名
ウ 相談窓口の連携体制推進		
相談窓口となりえる生活困窮、虐待、暴力等の関係機関や事業者との情報共有を進め、依存症の相談窓口の相互案内や相談機能の強化を図り、依存症が疑われる方の早期発見・早期介入につなげます。	○	精神保健福祉総合センター・自殺ストップセンター・消費生活安全センター・保健所・専門医療機関・薬務課等が参加し、オンラインにて各機関の連携について話し合う「依存症等対策相談機関連携会議」を令和5年3月20日に開催した。 依存症等対策相談機関連携会議参加者 R5.12名 R6.13名 R7.13名
相談窓口関係機関等が集まり、情報共有や連携した相談会、啓発、研修等の企画・調整を行う「依存症等対策連携会議(仮称)」を設置します。内容に応じて、事業者や自助グループ・回復支援施設等の民間団体等への出席を呼びかけます。	◎	精神保健福祉総合センター・自殺ストップセンター・消費生活安全センター・保健所・専門医療機関・薬務課等が参加し、オンラインにて各機関の連携について話し合う「依存症等対策相談機関連携会議」を令和5年3月20日に開催した。 依存症等対策相談機関連携会議参加者 R5.12名 R6.13名 R7.13名
ギャンブル等依存症については、相談窓口となりえる関係機関の幅が広く、周知もこれからとなるので、それらの機関等を掲載した「ギャンブル等依存症問題相談機関マップ(仮称)」を作成します。	○	R5年度中に普及啓発のあり方を検討し、その結果に基づいて広報用資料を作成予定
エ 調査研究の実施		
国が行う調査研究等の情報やデータを医療機関などの関係機関と共有・活用し、依存症対策の施策の充実を図ります。	○	国が行う調査研究等の情報については、関係者との共有を行っており、依存症対策の充実に役立っている。

3 再発予防

計画	評価	実施状況
ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保		
ギャンブル等依存症の医療に関する研究、治療及び人材養成の更なる推進を図るため、京都府の中心となる専門医療機関を定めます。(再掲)	◎	再掲
イ 地域における相談機関の明確化と周知		
依存症相談拠点や各保健所、関係機関等において、ホームページや啓発資料の配布等を通じて相談機関の周知を行います。	○	京都府ホームページに依存症専門医療機関及び相談拠点の一覧を掲載している。
ギャンブル等依存症問題については、当事者や家族が気軽に相談できる機関等を掲載した「ギャンブル等依存症問題相談機関マップ(仮称)」の作成、配布等を通じて相談機関の明確化と周知を図ります。	○	啓発資料作成のためのワーキングチームを立ち上げ、令和4年12月9日、令和5年2月8日の2回打ち合わせを実施。現在、原稿案を作成中
ウ 家族支援体制の整備		
京都市域及び各保健所単位で、依存症の方の家族に対して学習会及び意見交換会を行い、必要に応じて家族会を紹介するなど適切な支援を実施します。	○	京都市域及び京都府域で、依存症の方の家族に対する学習会及び意見交換会を開催するなどして、適切な支援を行っている。 府：依存症で悩んでいる方の家族教室(～R6)参加者 R5.延べ35名 R6.延べ41名 依存症家族支援プログラム(R7～)参加者 R7.延べ75名 市：依存症家族支援プログラム(R8～ギャンブル等追加)
ギャンブル等依存症問題の相談については、当事者や家族が気軽に相談できる機関等を掲載した「ギャンブル等依存症問題相談機関マップ(仮称)」の作成、配布等を通じて周知を行います。	○	啓発資料作成のためのワーキングチームを立ち上げ、令和4年12月9日、令和5年2月8日の2回打ち合わせを実施。現在、原稿案を作成中。
エ 社会復帰支援		
京都ジョブパーク及びハローワーク等と連携し、企業・職場に対し、依存症が回復できる病気であり、社会復帰が可能であること、疾患の特性や対応方法等、依存症に対する理解を進め、就労及び復職の支援を行います。	○	京都ジョブパークの協力を得て、依存症に対する正しい知識を普及し、就労、復職支援を進めている。
各種依存症をテーマに「京都府こころの健康セミナー」を開催し、正しい知識の普及と依存症当事者の社会復帰の促進を図ります。また、セミナーを通じて、家族等の悩みや不安を軽減し、心の健康の回復や家族関係の修復を図り、本人の社会復帰を促します。	◎	京都府こころの健康セミナーを計8回(内2回ギャンブル等依存症関係)実施し、依存症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、当該セミナーを通じて家族等の不安の軽減を図り、もって当事者の治療と回復を支援した。 京都府こころの健康セミナー ギャンブル等依存症関連セミナー参加者 R5.第1回30名、第2回16名 R6.第1回25名、第2回21名 R7.第1回31名、第2回12名
自助グループ・回復支援施設等の民間団体と連携し体験発表会等を開催します。	◎	京都府こころの健康セミナーの各回において、自助グループと連携して回復者等の体験発表を実施し、正しい知識の普及を図った。 京都府こころの健康セミナー ギャンブル等依存症関連セミナー参加者 R5.第1回30名、第2回16名 R6.第1回25名、第2回21名 R7.第1回31名、第2回12名
複数の依存が合併するクロスアディクションやゲーム、スマホ、買い物、窃盗などの様々な依存症を抱える方や女性の依存症当事者の社会復帰を支える活動やネットワークづくりを支援します。	△	現時点で、複数の依存が合併するクロスアディクションなどについて、当事者の社会復帰を支える活動についての支援を実施できておりませんが、必要に応じて支援を行っていく。
依存症が一定程度の精神障害の状態にある場合は、精神障害者保健福祉手帳の対象となり得ることを含め、手帳制度の周知に努めます。	◎	「心の健康に関するサービスガイド」(京都府精神保健福祉総合センターホームページ)に精神障害者保健福祉手帳に関するサイトを設置し、手帳制度の周知を図った。

オ 民間団体の活動支援		
依存症の自助グループ・回復支援施設等の民間団体の活動を支援します。依存症相談機関による例会等事業への協力(会場のあっせん協力やオンライン対応含む。)、民間団体と協力した保健所等が実施する研修会、講習会の企画、警察や教育委員会とも連携した啓発活動への支援を行います。	○	自助グループや回復支援施設の活動を支援するため、府の事業(家族教室やセミナーなど)に招聘し、活動を紹介することで周知を図るとともに、連携して啓発活動を行っている。
自助グループ・回復支援施設等の民間団体の活動が持続的なものになるには財政基盤の強化が不可欠ですが、行政からの市民活動を応援する補助金、関係事業者等からの(公財)京都地域創造基金などへの寄附、ふるさと納税制度の活用等を通じて財政支援を進めます。	○	自助グループに地域交響プロジェクトで支援している。
依存症の当事者やその家族等が身近な地域で支援を受けられるよう、新たな自助グループの立ち上げなどを支援します。	△	現時点で新たな自助グループを設立したいとの情報はないが、必要に応じて支援していく。
カ 多重債務問題等への取組		
多重債務に関する相談や債務整理を行う弁護士や司法書士が、その背景にあるギャンブル等依存症についての確認や相談機関等を紹介するまで支援ができるよう相談機関や医療機関などが掲載された「ギャンブル等依存症問題相談機関マップ(仮称)」を活用し、必要な機関につなげられるよう連携を図ります。	○	資料(相談機関マップ)を作成し、ポータルサイトに掲載することで活用を図っており、今後、弁護士や司法書士にも周知を図っていく。
ギャンブル等依存症と自己破産など多重債務問題との関係を学ぶ弁護士、司法書士、裁判所職員等の司法関係者と医療機関、相談機関の職員等が合同で学ぶセミナーを京都弁護士会と連携して開催します。	○	京都弁護士会の協力を得て、セミナーを開催した。 「ギャンブル依存症と法律問題」勉強会 令和6年2月15日開催 参加者:9名
関係省庁等の注意喚起・普及啓発資料について、京都府消費生活安全センターに配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、啓発を働きかけます。	◎	ギャンブル等依存症に係る注意喚起・普及啓発資料を、府消費生活安全センター及び府内市町村の各消費生活センターで配架した。また、府センター公式SNSで依存症家族の会のイベント等を案内した。
京都府消費生活安全センターにおける多重債務関係の相談では、必要に応じて適切な機関の紹介を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合については、依存症相談拠点等の紹介を行います。	◎	消費生活相談員等研修で得られた知見を基に、消費生活相談においてギャンブル等依存症が疑われる案件については、単に消費者トラブルの解消を行うだけでなく、依存症相談拠点等の案内も行った。
債務整理の法的手続きの費用準備が難しい場合、費用立替えのための民事法律扶助制度が利用できることを周知します。	○	精神保健福祉総合センターでの相談において民事法律扶助制度の紹介を行っている。
消費生活相談員等研修の機会を活用し、消費生活相談員に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・専門医療機関等に関する知識や情報を提供し、適切な支援につなげます。	○	令和3年度、消費生活相談員等を対象に消費生活に係る研修会開催を開催 ①「依存症等対策について」講師:京都府障害者支援課 ②「ギャンブル依存症支援について」講師:(公社)ギャンブル依存症問題を考える会 安東 洋子氏による講演を実施
警察においては、違法な賭博店等に係る厳正な取り締まりを実施します。	◎	違法まあじゃん賭博店、違法バカラ賭博店等を摘発し、営業者を始め、営業関係者、賭客等を逮捕した。今後も違法な賭博店を把握すれば摘発に向け厳正な取り締まりを行う。
金融機関の窓口やATMコーナーなどに啓発資材を配架し、ギャンブル等依存症の注意喚起を行います。	○	金融機関の協力を得て、府内支店の窓口、ATMコーナーに啓発資材を配架